

霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、法第10条第2項に定める機関として消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 霧島市消費生活センター
- (2) 位置 霧島市国分中央三丁目45番1号

(事業)

第4条 消費生活センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談並びに苦情の処理及びあっせんに関すること。
- (2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費者教育及び消費生活に係る啓発活動に関すること。
- (4) 消費生活に係る地域のネットワークづくりに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に必要な事業

(職員)

第5条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

2 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談員)

第6条 前条第1項の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされたものを含む。)をもって充てるよう努めるものとする。

2 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、消費生活相談員に対し、必要に応じて客観的な能力の実証を行うものとする。

4 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、前項の規定による能力の実証等により、当該消費生活相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法(平成21年法律第50号)が改正され、本市が設置していた消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、条例で定めるよう義務付けられたことから、本条例を制定しようとするものである。